

インターネットバンキング被害補償に伴う利用規定改定のお知らせ

インターネットバンキングにおきまして、盗取されたログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等を用いて行われた不正な払戻し被害への補償開始に伴い、ご利用規定を改定しておりますのでご確認ください。

個人のお客様が、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じ、被害補償を行います。なお、被害発生についてお客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、補償対象外となる場合や補償額が一部減額となる場合がございます。

補償の対象外となるお客様の「重大な過失」となりうる場合、または補償額を一部減額させていただくお客様の「過失」となる場合については、お客様に事情をお伺いのうえ、個別に対応させていただきます。

補償の対象

個人のお客様における盗取されたログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等を用いて行われた不正な資金移動等取引とし、原則として当金庫へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた取引について補償をいたします。

被害の補償を請求することができる場合

ログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

補償を受けられない、または補償が減額される場合

たとえば以下のような場合には、補償を受けられない、または補償が減額される可能性があります。

- (1) ご本人の故意による場合
- (2) ご本人に「重大な過失」または「過失」がある場合
- (3) ご本人の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
- (4) ご本人が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

「重大な過失」または「過失」となりうる場合

被害に遭われたお客さまの状況等をふまえ、個別の事案ごとに検討させていただきます。